

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>1-1 船舶安全法施行規則</p> <p>第3章 検査</p> <p>第2節 検査の執行</p> <p>19.1(a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) (略)</p> <p>(e) 「船舶に固定して施設されるもの」とは、通常船舶内に備えておく場合に、溶接、ボルト締め、固縛索等により船体に固定されているものをいう。</p> <p>(例)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 隔壁又は甲板に用いる防火用材料及び遮音材料</p> <p>(5)～(26) (略)</p> <p>第4節 検査申請の手続き</p> <p>32.1(a) 定期検査を初めて受ける場合の提出書類のうち、法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面として提出させるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 船体</p> <p>(i)～(xiii) (略)</p> <p>(xiv) 遮音材の配置図、遮音材材料及び騒音計測実施方案</p> <p>(xv) (略)</p> <p>(xvi) (略)</p> <p>(xvii) (略)</p> <p>(xviii) (略)</p> <p>(xix) (略)</p> <p>(xx) (略)</p>	<p>1-1 船舶安全法施行規則</p> <p>第3章 検査</p> <p>第2節 検査の執行</p> <p>19.1 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) (略)</p> <p>(e) 「船舶に固定して施設されるもの」とは、通常船舶内に備えておく場合に、溶接、ボルト締め、固縛索等により船体に固定されているものをいう。</p> <p>(例)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 隔壁又は甲板に用いる防火用材料</p> <p>(5)～(26) (略)</p> <p>第4節 検査申請の手続き</p> <p>32.1(a) 定期検査を初めて受ける場合の提出書類のうち、法第2条第1項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面として提出させるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 船体</p> <p>(i)～(xiii) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(xiv) (略)</p> <p>(xv) (略)</p> <p>(xvi) (略)</p> <p>(xvii) (略)</p> <p>(xviii) (略)</p> <p>(xix) (略)</p> <p>(xx) (略)</p>	<p>騒音コード取入れに係る改正</p>

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示</p> <p>5.0.6(a) 旅客定員が36人以下の旅客船の隔壁としての「管海官庁が 適当と認める仕切り」は、隣接する場所に応じて、表5.0.6<1> に定める仕切りとする。</p> <p>表 5.0.6<1> 【別紙1-1のとおり】</p> <p>(b) 旅客定員が36人以下の旅客船の甲板としての「管海官庁が 適当と認める仕切り」は、隣接する場所に応じて、表5.0.6<2> に定める仕切りとする。</p> <p>表 5.0.6<2> 【別紙2-1のとおり】</p> <p>(削除)</p>	<p>3-3 船舶の防火構造の基準を定める告示</p> <p>5.0.5(c) 旅客定員が36人以下の旅客船の隔壁としての「管海官庁が 適当と認める仕切り」は、隣接する場所に応じて、表5.0.6<1> に定める仕切りとする。</p> <p>表 5.0.6<1> 【別紙1-2のとおり】</p> <p>(d) 旅客定員が36人以下の旅客船の甲板としての「管海官庁が 適当と認める仕切り」は、隣接する場所に応じて、表5.0.6<2> に定める仕切りとする。</p> <p>表 5.0.6<2> 【別紙2-2のとおり】</p> <p>告示別表第8</p> <p>(c) 備考2ホ中「A級仕切りと同等の安全性を有する管海官庁が適 当と認めるもの」とは、鋼板その他のA0級のA級仕切りと同等 以上の安全性を有するものをいう。なお、当該仕切りに取り 付ける戸(シャッターを含む。)についても同様の要件が必要 とされるので、適切な補強がされ、かつ、戸のパッキンの材 料が不燃性材料であること等その性能に留意すること。</p>	

(改正案)

表 5.0.6<2> 旅客定員 36 人以下の旅客船の甲板の要件

甲板上部の場所 甲板下部の場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所	(11) 車両区域
(1)制御場所等	A0	A0	A0	A0	A0	A60	A0	A0	A0	*	<u>A60</u>
(2)通路等	A0	*	*	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	<u>A30</u>
(3)居住区域	A60	A0	*	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	A30 A0 ⁴
(4)階段等	A0	A0	A0	*	A0	A60	A0	A0	A0	*	<u>A30</u>
(5)火災の危険の少ない業務区域	A15	A0	A0	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	A0
(6)特定機関区域	A60	A60	A60	A60	A60	*	A60 ⁶	A30	A60	*	A60
(7)特定機関区域以外の機関区域	A15	A0	A0	A0	A0	A0	*	A0	A0	*	A0
(8)貨物区域	A60	A0	A0	A0	A0	A0	A0	*	A0	*	A0
(9)火災の危険の多い業務区域	A60	A30 A0 ⁴	A30 A0 ⁴	A30 A0 ⁴	A0	A60	A0	A0	A0	*	A30
(10)開放された甲板上の場所	*	*	*	*	*	*	*	*	*	-	A0
(11)車両区域	A60	<u>A30</u>	A30 A0 ⁴	<u>A30</u>	A0	<u>A60</u>	A0	A0	A30	A0	<u>A30</u>

(現行)

表 5.0.6<2> 旅客定員 36 人以下の旅客船の甲板の要件

甲板上部の場所 甲板下部の場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所	(11) 車両区域
(1)制御場所等	A0	A0	A0	A0	A0	A60	A0	A0	A0	*	<u>A30</u>
(2)通路等	A0	*	*	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	<u>A0</u>
(3)居住区域	A60	A0	*	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	A30 A0 ⁴
(4)階段等	A0	A0	A0	*	A0	A60	A0	A0	A0	*	<u>A0</u>
(5)火災の危険の少ない業務区域	A15	A0	A0	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	A0
(6)特定機関区域	A60	A60	A60	A60	A60	*	A60 ⁶	A30	A60	*	A60
(7)特定機関区域以外の機関区域	A15	A0	A0	A0	A0	A0	*	A0	A0	*	A0
(8)貨物区域	A60	A0	A0	A0	A0	A0	A0	*	A0	*	A0
(9)火災の危険の多い業務区域	A60	A30 A0 ⁴	A30 A0 ⁴	A30 A0 ⁴	A0	A60	A0	A0	A0	*	A30
(10)開放された甲板上の場所	*	*	*	*	*	*	*	*	*	-	A0
(11)車両区域	A60	<u>A15</u>	A30 A0 ⁴	<u>A15</u>	A0	<u>A30</u>	A0	A0	A30	A0	<u>A0</u>

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程 第4章 船員に関する設備 第1節 通則</p> <p>(防音措置) (削除)</p> <p>115-4-2.0 風、波浪及び氷による音、警報音並びに船内放送等から発生する音には適用しない。 「管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合」とは、次に掲げる船舶について、騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損なうこととなる場合とする。その他本条の規定を適用することがその性質上困難と認められる船舶については、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。 (1) 動的に支持された船舶 (附属書[12]1.4.13参照) (2) 高速船 (最強速度が$3.7V^{0.1667}$ (m/s)以上である船舶) V=計画満載喫水線における排水容積 (m³) (3) パイプ敷設船 (4) クレーン船 (5) 移動式海洋掘削船</p>	<p>3-1 船舶設備規程 第4章 船員に関する設備 第1節 通則</p> <p>(防音措置)</p> <p>115-4-2.0 「<u>適当な防音措置</u>」については、次によること。 (a) (1) <u>船員室の騒音値は、60dB(A)以下とすること。</u> 上、騒音計測の結果、60dB(A)を上回った場合でも、当該船員室の騒音値が船員の通常業務及び心身に支障をきたすものでない限り特別な防音工事を実施することを求めるものではない。 (2) <u>船員室以外の場所にあつては、船員の通常業務及び心身に支障をきたさない程度の騒音値であること。</u> (3) <u>騒音計測方法については、JIS F-0905「船体部の騒音レベル測定方法」を参考とすること。</u> (新設)</p> <p>(b) 「管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合」は、<u>動力学的に支えられている船舶、漁船、パイプ敷設船、起重機船、海底資源掘削船、商取引に従事しない喫薬用ヨット及び機械的手段で推進しない船舶</u>について、騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損なうこととなる場合とする。その他本条の規定を適用することがその性質上困難と認められる船舶については、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。</p>	<p>騒音コード取入れに係る改正</p>

<p>(6) 非商業プレジャー・ヨット (7) 軍艦及び軍隊輸送船 (8) 機械的な方法で推進しない船 (9) 杭打船 (10) 浚渫船</p>		
<p>(c) 本項の規定を満足しない場合であっても、<u>妥当な技術的騒音抑制対策が実施されていると管海官庁が認める場合</u>にあっては、<u>本項に定める規定に適合しているものとみなす</u>。なお、<u>管海官庁において判断が困難な場合は、資料を添えて検査測定課長まで伺い出ること。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>(d) <u>旅客室及び旅客が利用する場所は適用しない。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>115-4-2.1 第一号の「<u>管海官庁が適当と認める方法</u>」とは、<u>附属書[12]船内騒音コード第2章「測定装置」及び第3章「測定」に規定する方法によること。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>115-4-2.2 第二号の「<u>騒音調査報告書</u>」については、<u>以下のとおり作成されていること。</u></p> <p>(1) <u>附属書[12]船内騒音コード付録1「騒音調査報告書の様式」</u>によって作成されていること。 (2) <u>測定点は、一般配置図上、又は報告書に添付された居住設備に係る図面上に記載するか、又は別の方法で特定するものとする。</u> (3) <u>乗組員の騒音暴露レベルを決定し本調査報告書の別紙として添付されていること。騒音暴露レベルの計算については附属書[12]船内騒音コード第3章3.7によること。</u></p>		
<p>(b) 「<u>騒音調査報告書</u>」は乗組員が容易に利用することが出来る様に備え置かれていること。</p>	<p>(火災探知装置) (新設)</p>	
<p>298.0(c) 第一号の予備の独立の電源は、<u>少なくとも火災探知装置に接続される全ての可視可聴警報を30分間作動できるように給電できるものであること。</u></p>		<p>火災探知装置の 非常電源の要件 強化</p>

(d) 予備の独立の電源として蓄電池を使用する場合には、制御盤の設置場所若しくはその近隣、又は非常時に使用される適切な場所に設置すること。また、蓄電池の再充電装置の容量は、完全放電状態から蓄電池を再充電する間、火災探知装置が通常の出力を維持するのに十分な給電がおこなえるものであること。

(e) 第2号の「独立の電路」とは、主配電盤又は非常配電盤から切換閉閉器までの間独立の電路であって、分電盤を経由しないものであること。

(f) 第3号の制御場所とは、当該火災探知装置の制御盤が配置されている場所をいう。

(g) 第3号の切換閉閉器は、以下によるものであること。

- (1) 一つの電源の故障が生じた場合においても給電を維持できるように配置すること。
- (2) 自動切換閉閉器の作動又は一の電源の喪失により火災探知機能が損なわれないようにすること。一時的な電源の喪失により、火災探知装置の機能低下を引き起こす場合には、給電を確保するために十分な容量の電池を備えること。

附則（平成26年6月2日）

附 4.0 (a) 「管海官庁の指示するところ」について、国際航海に従事しない船舶にあっては、平成29年7月1日までは主要な変更又は改造にかかわらず、船舶設備規程第115条の4の2第1項第1号の規定は適用しない。

心得附則（平成26年6月30日）

(a) (経過措置)

適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、改正後の298.0(c)から(g)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附属書[12] 船内騒音コード（別紙）

(新設)

298.0(c) 第2号の「独立の電路」とは、主配電盤から切換閉閉器までの間に、分電盤を経由しないものをいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

○船舶検査心得 3-1-9 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-9 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示</p> <p>2.0(a) 別表第一で定めるその区域の上限値を、等価平均音圧レベル値で評価するものとする。複数の測定位置のある室では、個々の測定位置について上限値と比較するものとする</p> <p>4.0.1 第一号の「管海官庁が適当と認める方法により備えつけられた図記号及び補助標識からなる警告標識」とは、以下による。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>騒音コード取入れに係る改正</p>
<p>(1) JIS F 0090:1999 「船舶の安全標識」、IS07010:2011 及び附属書 [12] 船内騒音コード第 7 章 7.4 中、表「騒音を発する室の入り口の標識」等を標準として表示されたものであること。</p>		
<p>(2) 区域のわずかな部分のみが当該騒音レベルにあたる場合、各アクセス方向から目視できるように、特定の場所又は装置を目の高さで識別できるようにすること。</p>		
<p>4.0.2(a) 「管海官庁が適当と認める聴覚保護具」とは、以下によること。</p>	<p>(新規)</p>	
<p>(1) 音圧レベルを 85dB(A)以下に抑えることができるタイプとし、IS04869-2:1994 による HML 法に従って適切に選択されたものをいう。(附属書 [12] 船内騒音コード付録 2 騒音問題の安全管理システムへの統合に関するガイダンス「4 聴覚保護具の選択」参照。)</p>		
<p>(2) ノイズキャンセリング技術を利用して(1)の要件を満足するものでなければならぬ。</p>		
<p>(3) 当該場所に立ち入る乗組員の数と等しい数の聴覚保護具が備えられていること。</p>		
<p>別表第二</p>	<p>(新規)</p>	

(a) 表中「騒音レベルの許容値（デシベル）」はA特性音圧レベルを単位として定めている。

(b) 別表第一中、「場所の名称」に記載されている場所及び状態は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 機関室

蒸気／内燃機関、ポンプ、空気圧縮機、ボイラー、燃料装置、主要な電気機器、注油場所、スタスタ、冷蔵装置、フインスタビライザー装置、操舵装置、換気装置及び空調機械等が設置されている区域並びに当該区域のトランクススペースをいう。

(2) 作業室（機関区域に該当するものを除く。）

開放された甲板作業室であって機関区域に該当しない場所及び通信機器のある開放された甲板作業室も含む。

(3) 船橋のウイング

舷側に向かって伸びる船橋の一部をいう。

(4) 無線電信室

無線装置が作動しているが、音声信号を発していない状態をいう。

(5) 病室

病床が備えられている病室に限る。（別表第二においても同様とする。）

(6) 調理室

食品加工装置を作動させていない状態をいう。

別表第二

(1) 別表第二中、「重みつき音響透過損失（デシベル）」とは、ISO717-1:1996及び修正版ISO717-1:2006に規定する方法により算出された壁、ドア又は床等の各仕切り材の総合的遮音性能（試験所における）を示すデシベル（dB）で表示される数値である。

(2) 重みつき音響透過損失はISO10140-2:2010に従い検査測定課長が認める試験機関による試験によって決定しな

（新規）

ければならない。

○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-2 船舶救命設備規則</p> <p>(救命設備の迅速な利用)</p> <p>96-3.1 (a) (略) ～ (d)</p> <p>96-3.2 (a) 「管海官庁が適当と認める救助の手引書」は、救助の際に使用する設備及び救助作業に取り組む船上の乗組員の危険を最小化するための手法を明らかにしたものであり、附属書 [5] 「海上漂流者回収に関する計画書及び手順書の作成のための指針」 (MSC.1/Circ.1447) を考慮し作成されること。</p> <p>96-3.3 (a)</p> <p>96-3.4 (a)</p> <p><u>附属書[5] 海上漂流者回収に関する計画書及び手順書の作成のための指針</u> (別紙)</p>	<p>3-2 船舶救命設備規則</p> <p>(救命設備の迅速な利用)</p> <p>96-3.1 (a) (略) ～ (d)</p> <p>(新設)</p> <p>96-3.2 (a) (略)</p> <p>96-3.3 (a) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>水上からの遭難者を救助するための手引書取入れに係る改正</p>

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3 船舶消防設備規則</p>	<p>3-3 船舶消防設備規則</p>	
<p>43-2.1.0(a) 持運び式泡放射器(発泡ノズル、持運び式タンク及び予備タンクにより構成されるもの)及び消火ホースからなる1組が同一の箇所にとめて配置されていることを標準とする。この場合において、当該箇所が、射水消火装置用の消火ホースの設置位置に近接しており、かつ、当該消火ホースが持運び式泡放射器用として使用可能な場合には、両者を兼用して差し支えない。以下、他の規定により持運び式泡放射器を設置する場合においても同じ。</p>	<p>43-2.2.1(a) 持運び式泡放射器(発泡ノズル、持運び式タンク及び予備タンクにより構成されるもの)及び消火ホースからなる1組が同一の箇所にとめて配置されていることを標準とする。この場合において、当該箇所が、射水消火装置用の消火ホースの設置位置に近接しており、かつ、当該消火ホースが持運び式泡放射器用として使用可能な場合には、両者を兼用することを認めて差し支えない。以下、他の規定により持運び式泡放射器を設置する場合においても同じ。</p>	<p>号ズレ修正</p>
<p>43-2.1.1(a) 本号の規定において、「密閉することができる区域」とは、固定式鎮火性ガス消火装置が有効に機能する程度に閉鎖できる構造のものをいう。</p> <p>(b) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船にあっては、自動スプリンクラ装置を備え付ける場合をいう。</p>	<p>43-2.1.2(a) 本号の適用において、「密閉することができる区域」とは、固定式鎮火性ガス消火装置が有効に機能する程度に閉鎖できる構造のものをいう。</p> <p>(b) 「管海官庁が適当と認める固定式の消火装置」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第1種船にあっては、車両区域内の開閉された場所における流油火災の実物大模擬試験において固定式加圧水噴霧装置と同等以上の効力を有することが確認されたもの</p> <p>(2) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船にあっては、固定式高膨脹泡消火装置又は自動スプリンクラ装置</p> <p>(新設)</p>	<p>ロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式消火装置の要件改正</p>
<p>43-2.1.2(a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船にあっては、固定式高膨脹泡消火装置又は自動スプリンクラ装置を備え付ける場合をいう。</p> <p>(消防員装具等)</p> <p>49.5 (a) 「防爆型」については、耐圧防爆型若しくは本質安全防爆型</p>	<p>(新設)</p>	<p>消防員用持運び</p>

<p>又はこれと同等のものであること。</p> <p>(b) 「管海官庁が認める数」とは、非常配置表によって割り当てられた各消火班ごとに2台搭載したときの合計数であり、消火班が定められていない船舶については、少なくとも2台搭載することとする。</p> <p>(c) 船舶救命設備規則第七十九条に規定する、持運び式双方向無線電話装置と兼用しないこと。</p> <p>51.2.5(a) 51.1.2は、本号について準用する。</p> <p>51.2.7(a) (略)</p> <p>51.2.10(a) (略)</p> <p>57-2.0(a) 本項の要件として適用される第43条の2第1項第1号の「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備」としては、次に掲げる要件に適合するスプリンクラー装置を認めて差し支えない。</p> <p>57-3.1.5(a) 「管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、連結栓のそれぞれの甲板下及び後部が保護できる場合であり、この場合貨物タンクに隣接するポンプ室、コファダム、バラストタンク又は空所の上の貨物区域に設置することができる。</p> <p>(消防員装具等)</p> <p>63.3 (a) 49.5は、本項について準用する。</p> <p>64.3(a) 本条文中で準用する第四十三条の二第一項及び第二項については、43-2.1.0、43-2.1.1(a)に定める要件のほか、次に掲げるロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備を備えること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>式双方向無線電話装置に係る改正</p> <p>号ズレ</p> <p>号ズレ</p> <p>号ズレ</p> <p>ロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式消火装置の要件改正</p> <p>固定式甲板泡装置に係る改正</p> <p>消防員用持運び式双方向無線電話装置に係る改正</p> <p>正</p> <p>ロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式消火装置の要件改正</p>
<p>51.2.4(a) 51.1.2は、本号について準用する。</p> <p>51.2.6(a) (略)</p> <p>51.2.9(a) (略)</p> <p>57-2.0(a) 本項の要件として適用される第43条の2第1項第2号の「管海官庁が適当と認める固定式の消火装置」としては、固定式高膨脹泡消火装置が有効に機能する程度に閉閉されているロールオン・ロールオフ貨物区域等にあつては、固定式高膨脹泡消火装置に加え、次に掲げる要件に適合するスプリンクラー装置を認めて差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>(消防員装具)</p> <p>(新設)</p> <p>64.3(a) 本条文中で準用する第四十三条の二第一項及び第二項については、43-2.1.1(a)、43-2.1.2(a)に定める要件のほか、次に掲げるロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備を備えること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>号ズレ</p> <p>号ズレ</p> <p>号ズレ</p> <p>ロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式消火装置の要件改正</p> <p>固定式甲板泡装置に係る改正</p> <p>消防員用持運び式双方向無線電話装置に係る改正</p> <p>正</p> <p>ロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式消火装置の要件改正</p>

(削除)

~~(3) 同条第二項第三号の「管海官庁が適当と認めらるる固定式の消火装置」として、固定式高膨脹泡消火装置が有効に機能する程度に閉塞されているロールオン・ロールオフ貨物区域等については、固定式高膨脹泡消火装置を認めて差し支えない。~~

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p>	<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p>	
<p>3.1.2(a) 固定式非常ポンプの動力源は、0℃(0℃より低い温度で使用することが予想される船舶にあつては、当該温度。以下(a)において同じ。)の状態において、手回しで容易に始動することができ、手回しで容易に始動できない場合には、当該動力源の冷却水又は潤滑油装置に、適切な電氣的加熱を行うための措置が講じられていること。</p>	<p>3.1.2(a) 固定式非常ポンプの動力源は、0℃(0℃より低い温度で使用することが予想される船舶にあつては、当該温度。以下(a)において同じ。)の状態において、手回しで容易に始動することができ、手回しで容易に始動できない動力源であつても、非常の際に使用できる適当な加熱のための措置を講じることによつて当該動力源が始動することができる場合には、当該動力源を認めて差し支えない。</p>	<p>非常用消火ポンプの原動機に係る改正</p>
<p>10.0.3(c) 「管海官庁が適当と認める量」とは、<u>第十一条第四項で規定している炭酸ガスの量の三分の一、三分の二及び全量のことである。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>固定式鎮火性ガス消火装置に係る改正</p>
<p>11.0(b) <u>独立した通風装置を有する隣接する区画であつて、A-0以上の仕切りで仕切られていない区画にあつては、同一区画とみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>(固定式加圧水噴霧装置) 15.0(a) (略) (削除)</p>	<p>(固定式加圧水噴霧装置) (略) <u>附属書[3]「車両区域等における固定式加圧水噴霧装置の基準」に適合する固定式加圧水噴霧装置は、車両区域に設ける場合に限り、本条に適合する固定式加圧水噴霧装置と同等の効力を有するものとして取り扱つて差し支えない。</u></p>	<p>固定式水系消火装置に係る改正</p>
<p>第5節の2 固定式水系消火装置 (固定式水系消火装置) 15-2.0.1(a) <u>制御弁が集中的に設置されている場所には、装置の操作及び整備の説明が備え付けられていること。</u></p>	<p>15.0(a) (b) (新設)</p>	

<p>(b) 「適当なドレン抜き装置が備え付けられていること。」とは、<u>装置の排水に十分な数の排水弁が備え付けられていること</u>をいう。</p> <p>15-2.0.2(a) 附属書[3]「MSC/Circ.1430に基づくロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式水系消火装置の基準」に適合する固定式水系消火装置は、<u>管海官庁が適当と認めるものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(固定式甲板泡装置)</p> <p>17.0(a) 本装置に使用するポンプは、消火ポンプ又は固定式の非常ポンプと兼用して差し支えない。この場合において、当該ポンプの能力は、射水消火装置の能力との合計能力とすること。</p> <p>なお、本条の要件を満足するためには、本装置に使用するポンプは、次に掲げる能力のうち最も大きい能力以上の能力を有することが必要となる。</p> <p>(1) 第7号の供給率で泡溶液を供給することができる能力</p> <p>(2) 泡の放出率が最大であるモニター1台に十分な量の泡溶液を供給することができる能力</p> <p>(3) 泡の放出率が最大である持運び式発泡ノズル2個に同時に十分な量の泡溶液を供給することができる能力</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(固定式甲板泡装置)</p> <p>17.0(a) 本装置に使用するポンプは、消火ポンプ又は固定式の非常ポンプと兼用して差し支えない。この場合において、当該ポンプの能力は、射水消火装置の能力との合計能力とすること。</p> <p>なお、本条の要件を満足するためには、本装置に使用するポンプは、次に掲げる能力のうち最も大きい能力以上の能力を有することが必要となる。</p> <p>(1) 第8号の供給率で泡溶液を供給することができる能力</p> <p>(2) 泡の放出率が最大であるモニター1台に十分な量の泡溶液を供給することができる能力</p> <p>(3) 泡の放出率が最大である持運び式発泡ノズル2個に同時に十分な量の泡溶液を供給することができる能力</p>
<p>17.0(b) <u>固定式甲板泡装置に告示第四条に規定する送水管と共通の配管によって水が供給される場合であって固定式甲板泡装置と射水消火装置を同時使用する場合、射水消火装置に要求される能力を満足できるものであること。</u></p> <p>17.0(c) (略)</p> <p>17.0(d) 13.0(a)から(d)までは、本条について準用する。</p> <p>17.0(e) <u>中膨張率の泡 (膨張率が21倍から200倍までの範囲のもの) を</u></p>	<p>(新設)</p> <p>17.0(b) (略)</p> <p>17.0(c) 13.0(a)から(d)までは、本条について準用する。</p> <p>(新設)</p>

<p>使用する場合には、泡の放出率及びモニターの容量は、管海管庁の認めるところによる。</p>	
<p>17.0.3(a) <u>モニター及び泡放射器</u>にあつては、<u>附属書[2-5]</u>に基づいて規定される泡の膨脹率及び排出時間について±10%超えないものであること。</p>	
<p>17.0.4(a) 「<u>第7号の泡溶液の供給率</u>」とは、<u>第7号イ又は口のいずれか</u>大きい方の泡溶液の供給率をいう。</p>	<p>17.0.4(a) 「<u>第8号の泡溶液の供給率</u>」とは、<u>第8号イ又は口のいずれか</u>大きい方の泡溶液の供給率をいう。 (新設)</p>
<p>17.0.5(a) <u>総トン数2,000トン未満の近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする第4種船(近海区域を航行区域とするもの)にあつては、限定近海船に限る。</u>であつて、<u>第7号の泡溶液の供給率が500ml/min以下となる場合</u>にあつては、<u>本号ロただし書を適用し、250ml/minの泡溶液の供給率における泡の放出率以上の放出率で泡を放出できることとして差し支えない。</u></p>	<p>17.0.5(a) <u>総トン数2,000トン未満の近海区域、沿海区域又は平水区域を航行区域とする第4種船(近海区域を航行区域とするもの)にあつては、限定近海船に限る。</u>であつて、<u>第8号の泡溶液の供給率が500ml/min以下となる場合</u>にあつては、<u>本号ロただし書を適用し、250ml/minの泡溶液の供給率における泡の放出率以上の放出率で泡を放出できることとして差し支えない。</u> (新設)</p>
<p>17.0.8(a) 「<u>管海官庁が適当と認める追加の量</u>」とは、<u>泡の放出率が最大である持運び式発泡ノズル2個から、本号に規定する時間を放出するのに十分な量をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>17.0.9(a) 「<u>管海官庁が適当と認める追加の措置</u>」とは、<u>有効な消火剤を放出する適当な消防設備を備えること</u>をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>31.0.4(a) <u>第四号ニの「防爆型」</u>とは、<u>IEC60079又は管海官庁が同等と認める試験方法による基準に適合していること</u>。なお、<u>型式承認試験基準(舶査第231号(昭和52年8月25日))</u>に適合しているものについては、<u>管海官庁が同等と認める試験方法による基準に適合しているものとみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>31.0.5(a) 第5号の「<u>高電圧絶縁体を施された柄を有するおの</u>」については、<u>JIS F 3610「船用消防おの」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の堅木若しくは電気絶縁材料を用いた柄を有するものであること。</u></p>	<p>31.0(a) 第5号の「<u>高電圧絶縁体を施された柄を有するおの</u>」については、<u>JIS F 3610「船用消防おの」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の堅木若しくは電気絶縁材料を用いた柄を有するものであること。</u> 号番号修正</p>

<p>(呼吸具)</p> <p>32.2.7(a) 本号の規定は、エアシリンダーを訓練で使用する場合は、前二号により装備しなければならぬ予備の容器の数を下回らないように予め補充用の予備の容器を備える(再充填装置を備える場合は不要)ことを要求するもので、定期的検査や立入検査の際には前二号の容器の数を確認するが、その際にこれらが訓練で使用したことを理由に下回することを防ぐための前二号に関する明確化の規定である。</p> <p>32.2.8(a) 「警告を行うための装置」とは、可視その他の装置をいう。</p>	<p>(新設)</p> <p>訓練で使用する空気ボンベに関する規定の解説</p>
<p>附属書[2-5] 試料を60℃の環境下で7日間放置した後、常温で1日間放置</p> <p>3.1.2.2.3 試料を60℃の環境下で7日間放置した後、常温で1日間放置し、その後、試料の層状化、非均質化及び沈殿の有無を目視により確認する。</p> <p>3.2 熱平衡</p> <p>20L容器に製造者が供給する同一ロットで未開封の試料を入れ、60℃の環境下で7日間放置した後、常温で1日間放置する。その後、試料を攪拌し3.9の火災試験を行う。3.9に規定する火災試験は、加熱された状態の試料を用いて行われなければならない。</p> <p>附属書[3] 「MSC/Circ.1430に基づくロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式水系消火装置の基準」(別紙)</p>	<p>呼吸具の残量警報に係る要件</p> <p>その他改正(修正)</p> <p>その他改正(修正)</p> <p>固定式水系消火装置に係る改正</p>
<p>附属書[2-5] 試料を60℃の環境下で7日間放置した後、常温で1日間放置</p> <p>3.1.2.2.3 試料を常温で1日間放置した後、60℃の環境下で7日間放置し、その後、試料の層状化、非均質化及び沈殿の有無を目視により確認する。</p> <p>3.2 熱平衡</p> <p>20L容器に製造者が供給する同一ロットで未開封の試料を入れ、常温で1日間放置した後、60℃の環境下で7日間放置する。その後、試料を攪拌し3.9の火災試験を行う。3.9に規定する火災試験は、加熱状態の試料を用いて行われなければならない。</p> <p>附属書[3] 「MSC/Circ.1430に基づくロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式水系消火装置の基準」(別紙)</p>	<p>(新設)</p> <p>その他改正(修正)</p> <p>その他改正(修正)</p> <p>固定式水系消火装置に係る改正</p>

○船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

案	正	改	現	行	備 考
<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (消防員装具等)</p>	<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p>	<p>164.3 (a) 「防爆型」については、耐圧防爆型若しくは本質安全防爆型又はこれと同等のものであること。 (b) 「管海官庁が認める数」とは、非常配置表によって割り当てられた各消火班ごとに2台搭載したときの合計数であり、消火班が定められていない船舶については、少なくとも2台搭載することとする。 (c) 船舶救命設備規則第七十九条に規定する、持運び式双向無線電話装置と兼用しないこと。</p>	<p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (新設)</p>	<p>(消防員装具) (新設)</p>	<p>消防員用持運び式双向無線電話装置に係る改正</p>

○船舶検査心得 7-2 漁船特殊規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>7-2 漁船特殊規程 (消防員装具等)</p> <p>51-12.2(a) 「<u>防爆型</u>」については、<u>耐圧防爆型若しくは本質安全防爆型又はこれと同等のものであること。</u></p> <p>(b) 「<u>管海官庁が認める数</u>」とは、<u>非常配置表によって割り当てられた各消火班ごとに2台搭載したときの合計数であり、消火班が定められていない船舶については、少なくとも2台搭載することとする。</u></p> <p>(c) <u>第五十一条の四の四に規定する、持運び式双方向無線電話装置と兼用しないこと。</u></p>	<p>7-2 漁船特殊規程 (新設)</p>	<p>消防員用持運び式双方向無線電話装置に係る改正</p>